

### 3 平成23年度における不服申立ての処理状況

#### (1) 行政文書開示請求に係るもの

(ア) 平成23年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が答申を受けて裁決若しくは決定を行ったもの(38件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
70	道路防護柵の設置有無及び当該道路通行制限等の措置有無の資料	15.9.24	15.10.7	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	<u>23.9.22</u>	原処分は 妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)
71	峠橋の集中豪雨, 自然災害被害の事実記録資料	15.9.24	15.10.7	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	<u>23.10.7</u>	原処分は 妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)
72	峠橋砂防設備の占用許可申請書及び許可又は不許可通知文書	15.9.24	15.10.7	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	<u>23.10.7</u>	原処分は 妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)
73	峠橋歩道部分新設年月日, 工事設計図, 完成検査報告書類	15.9.24	15.10.7	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	<u>23.10.7</u>	原処分は 妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)
75	道路法及び車両制限令遵守の必要がないと肯定する文書	15.9.24	15.10.7	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	<u>23.9.22</u>	原処分は 妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)
76	底張コンクリート工を実施した背景及び根拠	15.11.11	15.11.25	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	23.1.31	原処分は 妥当	<u>23.7.22</u>	答申どおり (棄却)
77	護岸修繕工事の工事図面場所表記方法の適否を判断できる文書	15.11.11	15.11.25	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	23.1.31	原処分は 妥当	<u>23.7.22</u>	答申どおり (棄却)
83	峠橋改善計画, 実施時期を明示した文書	15.11.11	15.11.25	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	<u>23.10.7</u>	原処分は 妥当	24.4.11	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
84	理由書について最終決裁者へ説明した事実証明書類	15.11.11	15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	23.1.31	原処分は 妥当	<u>23.7.22</u>	<u>答申どおり</u> ( <u>棄却</u> )
90	災害復旧工事及び護岸修繕工事の入札内容及び結果記録	15.11.11	15.11.25	部分開示	第3号	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.9	16.2.24	23.1.31	原処分は 妥当	<u>23.7.22</u>	<u>答申どおり</u> ( <u>棄却</u> )
92	峠橋安全性判断文書又は法令により架け替え義務のない根拠文書	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<u>23.10.7</u>	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>	24.4.11	<u>答申どおり</u> ( <u>棄却</u> )
93	車両制限令第5条及び第9条の適用検討記録	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<u>23.9.22</u>	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>	24.4.11	<u>答申どおり</u> ( <u>棄却</u> )
94	鉄橋「浜川橋りょう」附近河川護岸整備計画及び工事を必要とする根拠文書	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	23.1.31	原処分は 妥当	<u>23.7.22</u>	<u>答申どおり</u> ( <u>棄却</u> )
95	容認可否判断結果記録文書	15.12.8	15.12.22	部分開示	第2号	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	23.1.31	原処分は 妥当	<u>23.7.22</u>	<u>答申どおり</u> ( <u>棄却</u> )
96	護岸取付けの階段取っ手部分が道路幅に含まれるか否かの判断文書	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	<u>23.9.22</u>	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>	24.4.11	<u>答申どおり</u> ( <u>棄却</u> )
220	・H18年度入学者選抜(Ⅱ)選考原案に関して(入試総務) ・2006年度選抜試験(Ⅱ)選考資料	18.5.16	18.7.12	部分開示	第2号 第6号	教育委員会	18.9.11	18.9.28	23.1.31	原処分は 妥当	<u>23.6.3</u>	<u>答申どおり</u> ( <u>棄却</u> )
221	宗教法人に係る役員名簿、境内建物及び事業に関する書類	18.6.20	18.7.3	存否応答拒否		知 事 (私学振興室)	18.9.1	18.10.20	23.1.31	一部認容	<u>23.5.11</u>	<u>棄却</u>
296	・広島空港の延長工事に係る収容の目的がわかる書類一式	19.7.2	19.7.27	部分開示	第2号	収用委員会	19.7.30	19.8.29	23.1.31	原処分は 妥当	<u>23.4.19</u>	<u>答申どおり</u> ( <u>棄却</u> )

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
	・収容した物件の明細一覧表及び図面											
309	本谷川管理道の河川損壊箇所補修工事の変更工事契約書(全付属資料を含む)	19.9.26	19.10.10	不存在		知 事 (尾三地域事務所 総務局総務第二課)	19.10.16	19.11.16	23.3.4	原処分は 妥当	23.4.27	答申どおり (棄却)
310	・本谷川管理道の河川損壊箇所補修工事の損害査定、土砂を盗まれた状況、盗み先の状況、盗んだ人の弁明に対する妥当性の判断並びにそれを示す資料写真等 ・盗んだ人との損害賠償交渉方針及び経過の判明する文書	19.9.26	19.10.10	不存在		知 事 (尾三地域事務所 総務局総務第二課)	19.10.16	19.11.16	23.3.4	原処分は 妥当	23.4.27	答申どおり (棄却)
337	本谷川河川管理道の損壊箇所の状況調査の資料、写真等(特に損壊の原因等を示す資料)に該当する文書としての地域住民からの聞取票	20.1.15	20.1.29	不開示	第2号 第3号 第6号	知 事 (尾三地域事務所 総務局総務第二課)	20.2.7	20.3.10	23.3.4	原処分は 妥当	23.4.27	答申どおり (棄却)
389	一時停止違反成立の基準・規定	20.6.6	20.6.16	部分開示	第4号 第6号	警察本部長	20.6.24	20.10.1	23.5.31	原処分は 妥当	23.9.28	答申どおり (棄却)
	県内での、「昨年度の一時的停止違反」に係る会計報告等	20.6.6	20.6.16	不存在		警察本部長	20.6.24	20.10.1	23.5.31	原処分は 妥当	23.9.28	答申どおり (棄却)
	平成19年度の全国の交通反則金の総額と交通反則金の配分方法及び配分額が分かる文書等	20.6.6	20.6.16	不存在		警察本部長	20.6.24	20.10.1	23.5.31	原処分は 妥当	23.9.28	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
389	特定の交番で二人に指揮・指示された交通違反取締りの訓示等の記録	20.6.6	20.6.16	不存在		警察本部長	20.6.24	20.10.1	<u>23.5.31</u>	<u>原処分は 妥当</u>	<u>23.9.28</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>
	私の反則金7000円の科料について、適切かどうかを示す根拠資料及び適切な処理を示す根拠資料	20.6.6	20.6.16	存否応答拒否		警察本部長	20.6.24	20.10.1	<u>23.5.31</u>	<u>原処分は 妥当</u>	<u>23.9.28</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>
	私を一時停止違反で検挙した二人の警察官の1日当たりのノルマが分かる文書	20.6.6	20.6.16	存否応答拒否		警察本部長	20.6.24	20.10.1	<u>23.5.31</u>	<u>原処分は 妥当</u>	<u>23.9.28</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>
	一時停止違反の具体的な該当場所での具体的な違反事項など(現認報告書)	20.6.6	20.6.16	適用外		警察本部長	20.6.24	20.10.1	<u>23.5.31</u>	<u>原処分は 妥当</u>	<u>23.9.28</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>
485	五日市漁港フィッシャリーナ供用開始にかかる要望についての協議録	20.7.17	20.8.1	部分開示	第2号	知事 (漁港漁場整備室)	20.8.18	21.6.12	23.3.25	原処分は 妥当	<u>23.4.22</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>
487	西楽寺池に係る水利組合員(入会員)名簿	21.3.23	21.3.31	不開示	第2号	知事 (西部建設事務所 東広島支所)	21.5.24	21.6.24	<u>23.7.12</u>	<u>一部認容</u>	<u>23.9.12</u>	<u>答申どおり (一部認容)</u>
493	開示請求者に係る平成20年5月17日付け告知に係る交通反則告知書に関する全ての証拠書類	21.5.18	21.5.26	存否応答拒否		警察本部長	21.7.17	21.9.9	<u>23.5.31</u>	<u>原処分は 妥当</u>	<u>23.8.3</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>
518	広島東警察署において、相談に係る行政文書及び当該相談に係って作成したその他の行政文書	21.10.1	21.10.8	存否応答拒否		警察本部長	21.10.30	21.12.9	<u>23.6.28</u>	<u>原処分は 妥当</u>	<u>23.11.2</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>
519	世界遺産に関する書類・協議文書等一式(福山市鞆に	21.10.1	21.11.30	部分開示	第2号 第6号	教育委員会	21.12.3	21.12.25	<u>23.12.12</u>	<u>一部認容</u>	<u>24.1.12</u>	<u>答申どおり (一部認容)</u>

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
	関するもの)											
597	平成23年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験における学習指導案作成問題採点基準等	22.10.15	22.10.29	部分開示 不開示	第6号	教育委員会	22.12.27	23.3.4	<u>24.3.13</u>	<u>一部認容</u>	24.4.2	答申どおり (一部認容)
	平成23年度教員採用候補者選考試験第一次試験中学校「教科に関する専門教育科目」の採点業務依頼に関する文書	22.10.15	22.10.29	不開示	第6号	教育委員会	22.12.27	23.3.4	<u>24.3.13</u>	<u>棄却</u>	24.4.2	答申どおり (棄却)
23(情)57	公有地(河川)の境界確定協議書	23.7.25	23.8.5	不存在		知事 (東部建設事務所三原支所)	23.8.6	23.8.22	<u>24.2.27</u>	<u>原処分は 妥当</u>	24.4.20	答申どおり (棄却)
23(情)58	公有地(河川)の境界確定協議書	23.7.25	23.8.5	不開示	第2号	知事 (東部建設事務所三原支所)	23.8.6	23.8.22	<u>24.2.27</u>	<u>一部認容</u>	24.4.20	答申どおり (一部認容)
23(情)59	特定人の平成21年11月1日及び平成22年6月25日の措置入院に係る一連の文書	23.6.23	23.7.5	存否応答拒否		知事 (西部東保健所)	23.8.15	23.8.24	<u>23.12.8</u>	<u>原処分は 妥当</u>	<u>24.1.11</u>	<u>答申どおり (棄却)</u>

(イ) 平成23年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問をすることなく実施機関が裁決又は決定を行ったもの(2件)

【不服申立て順】

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
—	ゴム印表示がある場合でも用務外利用ではないことを広島県警察本部の各部署が確認していることが分かる文書	23.3.7	23.4.14	却下	—	警察本部長	23.4.18	—	—	—	24.2.15	棄却
—	特定期間において国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.8.9	23.10.7	部分開示	第2号 第5号 第6号	知 事 (道路整備課)	23.11.21	—	—	—	24.2.20	認容

(ウ) 平成23年度中に不服申立ての取下げがあったもの(3件)

【不服申立て順】

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
—	官民境界確定事務取扱要 領運用指針による筆界確 認行為(いつ, どこで, だ れが, どうように)の記録	23.3.3	23.3.14	不開示	第2号	知事 (東部建設事 務所三原支所)	23.3.22	<a href="#">23.5.16 不服申立て取下げ</a>				
23(情)66	転落等防止措置義務違反 及び乗車積載方法違反取 締りの実施について(通 達)	23.6.28	23.7.12	部分開示	第2号 第4号 第6号	警察本部長	23.7.20	23.9.28	<a href="#">23.12.16 不服申立て取下げ</a>			
23(情)72	不当労働行為に関する協 議書等	23.9.15	23.9.21	不開示	第3号 第5号 第6号	労働委員会	23.9.29	23.11.17	<a href="#">24.3.23 不服申立て取下げ</a>			

(エ) 平成23年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの(114件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
23(情)1	文書の郵送方法において、普通郵便で発送したり、配達記録で郵送したりすることについて、担当者による裁量権の濫用ではなく、かつ、その判断が適正なものであるという根拠等	23.3.23	23.3.29	不存在		知事 (総務課)	23.4.4	<a href="#">23.4.13</a>				
23(情)2	特定期間において国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.2.8	23.3.18	部分開示	第2号 第6号	知事 (砂防課)	23.3.24	<a href="#">23.4.14</a>				
23(情)3	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)4	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)5	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	根拠が分かる文書等											
23(情)6	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)7	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)8	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)9	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)10	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)11	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
23(情)12	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)13	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)14	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)15	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)16	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)17	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)18	特定記録郵便に係る行政文書開示請求に	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	ついて、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等					所東広島支所)						
23(情)19	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)20	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)21	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)22	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)23	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)24	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	根拠が分かる文書等											
23(情)25	特定記録郵便に係る行政文書開示請求について、開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書等	23.1.25	23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.3.22	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)26	個人情報が含まれた起案文書の紛失について、具体的な事実関係やその根拠などを明示している文書等	23.3.7	23.3.22	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.4.4	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)27	要求書に対して回答しない方針を決めたことが確認できる行政文書	23.3.7	23.3.22	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.4.4	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)28	特定の事実関係を広島県の担当部署が審査会に対して説明したことの詳細が記載されている文書のすべて	23.3.15	23.3.29	不開示	第1号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.4.4	<a href="#">23.4.28</a>				
23(情)29	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書に係る決裁文書等	23.3.22	23.4.5	部分開示	第2号	知事 (砂防課)	23.5.9	<a href="#">23.5.23</a>				
	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の「開示請求に係る行政文書又は内容」欄に記載した内容が適正であることを確認できる文書	23.3.22	23.4.5	不存在		知事 (砂防課)	23.5.9	<a href="#">23.5.23</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
23(情)30	特定期間において国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.3.7	23.4.13	部分開示	第2号 第6号	知事 (砂防課)	23.5.9	<a href="#">23.5.23</a>				
23(情)31	真実の開示請求日より後の日に開示請求があったかのごとく仮装したことが、広島県情報公開条例第8条第1項等の規定を遵守した適正な行政判断であることを記載している行政文書	23.3.23	23.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.4.25	<a href="#">23.5.31</a>				
23(情)32	該当する住宅の位置関係とその該当する戸数が分かる文書及び関係する用地とされている該当の用地の位置関係が分かる文書	23.3.29	23.4.11	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.5.9	<a href="#">23.5.31</a>				
23(情)33	答申に記載された内容について、当該現場写真(平成13年度の工事)	23.3.29	23.4.11	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.5.9	<a href="#">23.5.31</a>				
23(情)34	答申に記載された内容について、当該現場写真(平成14年度の工事)	23.3.29	23.4.11	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.5.9	<a href="#">23.5.31</a>				
23(情)35	平成13年度の砂防維持修繕工事では当該床張コンクリート工法	23.3.29	23.4.11	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.5.9	<a href="#">23.5.31</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	をなぜ実施しなかったのか、その経緯と根拠等が記載されている文書											
23(情)36	砂防指定地内河川郷川に架かっているJR呉線の浜川橋梁の左岸上流側の護岸で高さが約1mのコンクリート壁が砂防指定地内の砂防設備に該当していることが分かる文書	23.3.29	23.4.11	開示		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.5.9	<a href="#">23.5.31</a>				
23(情)37	砂防指定地内河川郷川に架かっているJR呉線の浜川橋梁の左岸上流側の石垣並びにその上部にある高さ約1~3m程度の自然土の部分が砂防指定地内の砂防設備に該当していることが分かる文書	23.3.29	23.4.11	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.5.9	<a href="#">23.5.31</a>				
23(情)38	砂防法やその他の法令さらに広島県が定めた河川管理の手引きによる規定に基づいて「当該箇所の整備が必要とされている」あるいはそれらの各規定に基づいてもなお「当該箇所の整	23.3.29	23.4.11	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.5.9	<a href="#">23.5.31</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	備が必要とされていない」ことのいずれかの事実が分かる文書											
23(情)39	郷川の河川整備計画について河川法を準用してもなお作成していないことが適正であることを確認できる文書	23.3.29	23.4.11	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.5.9	<a href="#">23.5.31</a>				
23(情)40	特定期間において砂防課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.4.5	23.5.23	部分開示	第3号	知事 (砂防課)	23.5.30	<a href="#">23.6.8</a>				
23(情)41	特定職員に対する懲戒処分や人事上の嚴重注意処分などを行ったことが分かる文書	23.3.29	23.4.7	存否応答 拒否		知事 (人事課)	23.5.9	<a href="#">23.6.13</a>				
23(情)42	特定期間において河川課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.2.8	23.3.31	部分開示	第2号 第6号	知事 (河川課)	23.4.25	<a href="#">23.6.14</a>				
23(情)43	特定の構造物に関する砂防設備が、砂防法の規定に合致したうえで、広島県が峠橋に付属する構造物として、峠橋の橋桁下部に設置を許可したことの事実関係が記載されている文書の	23.5.10	23.5.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.5.30	<a href="#">23.6.28</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	すべて											
23(情)44	不許可処分(当初の処分)で最大の理由とされていた「必要不可欠性が認められない」という記述が、不許可処分(再度の処分)においては削除すべきと判断した具体的な根拠が明記されている行政文書等	23.5.31	23.6.8	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.6.13	<a href="#">23.6.28</a>				
23(情)45	特定期間において河川課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.3.7	23.4.28	不存在		知事 (河川課)	23.6.13	<a href="#">23.7.25</a>				
23(情)46	特定期間において河川課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.4.5	23.6.3	不存在		知事 (河川課)	23.6.13	<a href="#">23.7.25</a>				
23(情)47	特定期間において砂防課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.5.10	23.7.8	部分開示	第2号 第6号	知事 (砂防課)	23.7.19	<a href="#">23.7.29</a>				
23(情)48	行政文書不存在通知書を特定記録郵便で郵送したことが、適正な行政手法であることを説明してい	23.1.25	23.2.4	不存在		知事 (道路河川管理課)	23.3.7	<a href="#">23.8.1</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	る、あるいは確認できる行政文書等											
	決定期間延長通知書を特定記録郵便で送付されたことについて、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる行政文書等	23.1.25	23.2.4	不存在		知事 (道路河川管理課)	23.3.7	<a href="#">23.8.1</a>				
23(情)49	特定の裁決に関して広島県の判断が適正であるとの具体的な根拠が記載されている行政文書	23.2.22	23.3.3	適用外		知事 (道路河川管理課)	23.3.14	<a href="#">23.8.1</a>				
23(情)50	特定期間において道路河川管理課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	22.12.6	23.1.24	部分開示	第2号 第5号 第6号	知事 (道路河川管理課)	23.3.25	<a href="#">23.8.1</a>				
23(情)51	特定期間において道路河川管理課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.1.11	23.3.1	部分開示	第2号 第5号 第6号	知事 (道路河川管理課)	23.3.25	<a href="#">23.8.1</a>				
23(情)52	特定期間において道路河川管理課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.2.8	23.3.31	部分開示	第2号 第6号	知事 (道路河川管理課)	23.4.25	<a href="#">23.8.1</a>				
23(情)53	特定期間において道路河川管理課が国土交通省から取得した	23.3.7	23.4.28	部分開示	第2号 第6号	知事 (道路河川管理課)	23.5.9	<a href="#">23.8.1</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	文書及び国土交通省あてに作成した文書											
23(情)54	特定期間において道路河川管理課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.4.5	23.6.3	部分開示	第2号第6号	知事 (道路河川管理課)	23.6.13	<a href="#">23.8.1</a>				
23(情)55	特定期間において道路河川管理課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.5.10	23.7.8	部分開示	第2号第5号第6号	知事 (道路河川管理課)	23.7.19	<a href="#">23.8.1</a>				
23(情)56	特定の職員が県庁砂防室に出張した復命書の内容に関する文書等	23.7.5	23.7.15	不存在		知事 (西部建設事務所三原支所)	23.7.19	<a href="#">23.8.9</a>				
23(情)57	公有地(河川)の境界確定協議書	23.7.25	23.8.5	不存在		知事 (東部建設事務所三原支所)	23.8.6	<a href="#">23.8.22</a>	<a href="#">24.2.27</a>	<a href="#">原処分は妥当</a>	<a href="#">24.4.20</a>	<a href="#">答申どおり(棄却)</a>
23(情)58	公有地(河川)の境界確定協議書	23.7.25	23.8.5	不開示	第2号	知事 (東部建設事務所三原支所)	23.8.6	<a href="#">23.8.22</a>	<a href="#">24.2.27</a>	<a href="#">一部認容</a>	<a href="#">24.4.20</a>	<a href="#">答申どおり(一部認容)</a>
23(情)59	特定人の平成21年11月1日及び平成22年6月25日の措置入院に係る一連の文書	23.6.23	23.7.5	存否応答拒否		知事 (西部東保健所)	23.8.15	<a href="#">23.8.24</a>	<a href="#">23.12.8</a>	<a href="#">原処分は妥当</a>	<a href="#">24.1.11</a>	<a href="#">答申どおり(棄却)</a>
23(情)60	砂防指定地内普通河川「郷川」に架かっている「JR呉線浜川橋りょう」の左岸上流側の護岸に関する「整備	23.6.28	23.7.12	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.7.19	<a href="#">23.8.30</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	計画(整備の要否に関する事務方の検討資料などを含む。)が記載されている文書等											
23(情)61	特定期間において河川課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.5.10	23.7.8	部分開示	第2号 第6号	知事 (河川課)	23.7.19	<a href="#">23.8.30</a>				
23(情)62	特定期間において砂防課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.6.7	23.8.5	開示		知事 (砂防課)	23.8.22	<a href="#">23.9.2</a>				
23(情)63	他の市や町が砂防河川をBOXによる縦断占有により、川を覆った状態で道路として使用している実態の概要等が記載されている文書等	23.7.19	23.8.2	不存在		知事 (東部建設事務所三原支所)	23.8.22	<a href="#">23.9.12</a>				
23(情)64	「平成18年7月18日に県庁砂防室で協議が交わされた詳細な内容が記載された復命書」の内容に基づいて、尾道市山波町にある砂防指定地内河川「浜田川」に関する文書等	23.7.19	23.8.2	不存在		知事 (東部建設事務所三原支所)	23.8.22	<a href="#">23.9.12</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
23(情)65	「県庁砂防室で協議が交わされた詳細な内容が記載された復命書」の内容に基づいて、尾道市山波町にある砂防指定地内河川「浜田川」に関して作成された流量計算書等	23.7.19	23.8.2	不存在		知事 (東部建設事務所三原支所)	23.8.22	<a href="#">23.9.12</a>				
23(情)66	転落等防止措置義務違反及び乗車積載方法違反取締りの実施について(通達)	23.6.28	23.7.12	部分開示	第2号 第4号 第6号	警察本部長	23.7.20	<a href="#">23.9.28</a>	<a href="#">23.12.16 不服申立て取下げ</a>			
23(情)67	特定期間において砂防課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.7.5	23.9.2	部分開示	第2号 第6号	知事 (砂防課)	23.9.20	<a href="#">23.9.28</a>				
23(情)68	広島県西部建設事務所東広島支所の職員のうち、特定の期間中、特定の役職並びに部署に勤務するまたは勤務していた者に関する復命	23.5.10	23.7.7	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.8.22	<a href="#">23.9.30</a>				
23(情)69	特定期間において河川課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.6.7	23.8.5	部分開示	第2号 第6号	知事 (河川課)	23.8.22	<a href="#">23.10.12</a>				
23(情)70	特定期間において河川課が国土交通省か	23.7.5	23.9.2	部分開示	第2号 第6号	知事 (河川課)	23.9.20	<a href="#">23.11.1</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	ら取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書											
23(情)71	特定期間において砂防課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.8.9	23.10.7	部分開示	第2号第6号	知事 (砂防課)	23.10.31	<a href="#">23.11.14</a>				
23(情)72	不当労働行為に関する協議書等	23.9.15	23.9.21	不開示	第3号第5号第6号	労働委員会	23.9.29	<a href="#">23.11.17</a>	<a href="#">24.3.23 不服申立て取下げ</a>			
23(情)73	学校における「日の丸掲揚・君が代斉唱・元号標記(天皇制)」の実施・強制に関する資料	23.10.6	23.10.18	不存在		知事 (学事課)	23.11.24	<a href="#">23.12.2</a>	<a href="#">24.7.17</a>	認容		
23(情)74	学校における「日の丸掲揚・君が代斉唱・元号標記(天皇制)」の実施・強制に関する資料	23.10.6	23.10.18	不存在		教育委員会	23.11.24	<a href="#">23.12.5</a>	<a href="#">24.7.17</a>	認容	<a href="#">24.8.29</a>	認容
23(情)75	特定部署が発送した開示決定等に関する文書に係るそれぞれの実績等	23.11.7	23.11.9	不存在		知事 (総務課)	23.12.5	<a href="#">23.12.8</a>				
23(情)76	特定期間において河川課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.8.9	23.10.7	部分開示	第2号第6号	知事 (河川課)	23.10.31	<a href="#">23.12.9</a>				
23(情)77	公用の郵便切手40万	23.11.7	23.11.21	不存在		知事	23.12.5	<a href="#">23.12.15</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	8020円相当を金券ショップで換金し、私的に流用した健康福祉局の非常勤職員を免職にした事実に関する文書					(健康福祉総務課)						
23(情)78	特定の砂防設備が砂防法の規定(橋梁等設置基準などの関連する規定を含む。)に合致した上で、広島県が岬橋に付属する構造物として、岬橋の橋桁下部に設置を許可したことの事実関係が記載されている文書	23.10.31	23.11.14	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.11.21	<a href="#">23.12.22</a>				
23(情)79	「個人情報が含まれた起案文書の紛失について(記者会見議事録)のうちQ13及びA13(紛失文書の確認作業についての質問・回答)に関して、具体的な事実関係やその根拠などを明示している文書	23.10.31	23.11.14	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.11.21	<a href="#">23.12.22</a>				
23(情)80	「個人情報が含まれた起案文書の紛失」に係る当該起案文書等の紛失したすべての書類が既に発見されている場合は、そ	23.10.31	23.11.14	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	23.11.21	<a href="#">23.12.22</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	の書類の名称や該当する枚数などの詳細な事実関係が記録されている文書											
23(情)81	特定期間において砂防課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.9.21	23.11.18	部分開示	第2号 第6号	知事 (砂防課)	24.1.9	<a href="#">24.1.19</a>				
23(情)82	特定期間において砂防課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.10.4	23.12.2	部分開示	第2号 第6号	知事 (砂防課)	24.1.10	<a href="#">24.1.19</a>				
23(情)83	特定の理由説明書の「1 事案の概要」(4)1ページ目の下から3行目に、「事実と異なる文書番号」を明記した根拠を具体的に確認できる文書	23.11.4	23.11.18	不存在		知事 (人事課)	23.11.21	<a href="#">24.2.3</a>				
23(情)84	公用の郵便切手40万8020円相当を金券ショップで換金し、私的に流用した健康福祉局の非常勤職員を免職にした事実に関する文書等	23.11.7	23.11.21	不存在		知事 (人事課)	23.12.5	<a href="#">24.2.3</a>				
23(情)85	決裁文書「砂防指定地内における制限行為の実施及び砂防設備の占有並びに普通	23.10.31	23.11.14	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	24.1.10	<a href="#">24.2.13</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	河川等土木工事申請に対する回答(補正後:不許可処分)について(伺い)」											
23(情)86	特定日の理由書に明記された内容をどのように判断したのか、必然性に係る検証の詳細が記載された文書	23.10.31	23.11.14	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	24.1.10	<a href="#">24.2.13</a>				
23(情)87	特定期間において河川課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.9.21	23.11.18	部分開示	第2号 第6号	知事 (河川課)	24.1.9	<a href="#">24.2.17</a>				
23(情)88	特定期間において河川課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.10.4	23.12.2	部分開示	第2号 第6号	知事 (河川課)	24.1.10	<a href="#">24.2.17</a>				
23(情)89	特定期間において砂防課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.11.4	23.12.28	部分開示	第2号 第6号	知事 (砂防課)	24.2.6	<a href="#">24.2.17</a>				
23(情)90	特定期間において道路整備課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.10.4	23.12.2	部分開示	第2号 第5号 第6号	知事 (道路整備課)	24.1.10	<a href="#">24.2.24</a>				
23(情)91	特定期間において道路河川管理課が国土	23.6.7	23.8.5	部分開示	第2号 第5号	知事 (道路河川管理課)	23.8.22	<a href="#">24.3.5</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書				第6号							
23(情)92	特定期間において道路河川管理課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.7.5	23.9.2	部分開示	第2号 第3号 第5号 第6号	知事 (道路河川管理課)	23.9.20	<a href="#">24.3.5</a>				
23(情)93	特定期間において道路河川管理課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.8.9	23.10.7	部分開示	第2号 第3号 第6号	知事 (道路河川管理課)	23.10.31	<a href="#">24.3.5</a>				
23(情)94	特定期間において道路河川管理課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.9.21	23.11.18	開示		知事 (道路河川管理課)	24.1.9	<a href="#">24.3.5</a>				
23(情)95	特定期間において道路河川管理課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.10.4	23.12.2	部分開示	第2号 第6号	知事 (道路河川管理課)	24.1.10	<a href="#">24.3.5</a>				
23(情)96	特定期間において道路河川管理課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.11.4	23.12.28	部分開示	第2号 第3号	知事 (道路河川管理課)	24.2.6	<a href="#">24.3.5</a>				
23(情)97	他の市や町が河川をBOXによる縦断占有により、川を覆った状態で道路として	23.7.19	23.8.1	不存在		知事 (道路河川管理課)	23.8.22	<a href="#">24.3.5</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	使用している実態の概要等が記載されている行政文書等											
23(情)98	広島県情報公開・個人情報保護審査会の特定の答申に関する文書等	23.11.7	23.12.22	不存在		知事 (道路河川管理課)	24.1.10	<a href="#">24.3.5</a>				
23(情)99	特定期間において河川課が国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	23.11.4	23.12.28	部分開示	第2号 第6号	知事 (河川課)	24.2.6	<a href="#">24.3.13</a>				
23(情)100	「平成22年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」中に掲示されている表5-2「実施機関別の行政文書開示請求の主な内容」に関する文書等	23.6.28	23.7.7	不存在		知事 (総務課)	23.7.11	<a href="#">24.3.16</a>				
23(情)101	「平成21年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」について、従来からの掲示内容と著しく相違した各資料を簡略化した理由と根拠、並びに更新(変更)した具体的な箇所とその内容を記載している文書等	23.7.5	23.7.11	不存在		知事 (総務課)	23.7.19	<a href="#">24.3.16</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
23(情)102	「開示決定等に対する不服申立てについて実施されている継続審議(又は次年度繰越分)の極めて異常な事態」について、報告(連絡や相談などを含む。)をしたこと、並びに、その報告などの内容とその結果が分かる文書。	23.7.5	23.7.11	不存在		知事 (総務課)	23.7.19	<a href="#">24.3.16</a>				
23(情)103	特定の答申に関する「竹原市道『峠郷線(6065)』にかかる『実延長調書』、並びに車道幅員が2m以下という基準に関して『車道幅員と道路幅員』の用語を広島県が使い分ける基準やその根拠が記載されている文書等	23.10.26	23.10.27	不存在		知事 (総務課)	23.10.31	<a href="#">24.3.16</a>				
23(情)104	県ホームページ上で真実と異なることを公表した際に、その公表の対象となった本人及び関係者へ経緯を説明して謝罪すること、或いは、説明して謝罪する必要がないことのいずれかが広島県にとって適正な	23.10.26	23.10.28	不存在		知事 (総務課)	23.10.31	<a href="#">24.3.16</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	行政判断であることを記載している行政文書											
23(情)105	「行政文書部分開示決定等に対する異議申立てに係る意見書の提出について(通知)」に添付された①口頭で意見を述べる機会の様式(例文), ②補佐人の付添いについての様式(例文)の中で事実と異なる年号を明記した根拠を具体的に確認できる文書等	23.11.4	23.11.18	不存在		知事 (総務課)	23.11.21	<a href="#">24.3.16</a>				
	「行政文書部分開示決定等に対する異議申立てに係る意見書の提出について(通知)」に添付された①口頭で意見を述べる機会の様式(例文), ②補佐人の付添いについての様式(例文)の中で事実と異なる年号を明記した根拠を具体的に確認できる文書等	23.11.4	23.11.18	不存在		知事 (総務課)	23.11.21	<a href="#">24.3.16</a>				
	「行政文書部分開示決定等に対する異議申立てに係る意見書の提出について(通知)」	23.11.4	23.11.18	不存在		知事 (総務課)	23.11.21	<a href="#">24.3.16</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	に添付された①口頭で意見を述べる機会の様式(例文), ②補佐人の付添いについての様式(例文)の中で事実と異なる年号を明記した根拠を具体的に確認できる文書等											
	「行政文書部分開示決定等に対する異議申立てに係る意見書の提出について(通知)」に添付された①口頭で意見を述べる機会の様式(例文), ②補佐人の付添いについての様式(例文)の中で事実と異なる年号を明記した根拠を具体的に確認できる文書等	23.11.4	23.11.18	不存在		知事 (総務課)	23.11.21	<a href="#">24.3.16</a>				
23(情)106	平成22年度 広島県情報公開・個人情報保護審査会 全体会議録	23.11.7	23.11.18	不開示	第1号	知事 (総務課)	23.11.21	<a href="#">24.3.16</a>				
	広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例	23.11.7	23.11.18	適用外		知事 (総務課)	23.11.21	<a href="#">24.3.16</a>				
23(情)107	県ホームページ上で真実と異なることを公表し続けていることについて, その公表の	23.12.13	23.12.16	不存在		知事 (総務課)	24.2.6	<a href="#">24.3.16</a>				

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定内容等
	対象となった本人及び関係者へ経緯を説明して謝罪する必要がないことが適正な行政判断であることを記載している行政文書											
23(情)108	公共下水道事業等に関する文書	23.11.24	23.12.8	不存在		知事 (循環型社会課)	24.2.3	<u>24.3.21</u>				

※ 「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県情報公開条例第10条

第1号(法令秘情報), 第2号(個人情報), 第3号(事業活動情報), 第4号(犯罪の予防・捜査等情報), 第5号(審議, 検討, 協議等に関する情報),  
第6号(行政執行情報), 第7号(任意に提供された情報)

広島県情報公開条例第13条(行政文書の存否に関する情報)

(2) 保有個人情報開示請求及び訂正請求に係るもの

(ア) 平成23年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が答申を受けて裁決若しくは決定を行ったもの(4件)

【諮問番号順】

諮問番号	件名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
12	選抜試験(Ⅱ)の選考結果及び不合格となった理由に関するすべての資料	18.12.25	19.2.8	部分開示	第7号	教育委員会	19.4.10	19.4.26	23.1.31	一部認容	23.6.3	答申どおり (一部認容)
15	精神保健衛生法に基づいて請求者に対して行われた措置入院に係る一切の記録	20.5.12	20.5.20	部分開示	第3号 第7号	知事 (福山地域事務所 厚生環境局)	20.6.4	20.11.18	23.1.31	一部認容	23.4.7	答申どおり (一部認容)
21	再任用職員選考に関して広島県教育委員会に提出した文書	21.5.29	21.6.12	部分開示	第7号	教育委員会	21.8.4	21.9.1	23.8.31	一部認容	23.10.11	答申どおり (一部認容)
24	警察からの通報書から措置入院に至るまでの一連の文書	21.7.27	21.8.7	部分開示	第3号 第7号	知事 (西部東保健所)	21.9.28	21.10.16	23.8.1	一部認容	23.9.21	答申どおり (一部認容)

(イ) 平成23年度中に不服申立ての取下げがあったもの(2件)

【不服申立て順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
25	特定の交番で作成された私に関する書類等	22.4.30	22.5.12	不存在		警察本部長	22.5.17	22.8.5	23.7.1 不服申立て取下げ			
	特定の交番で作成された私に関する書類等	22.4.30	22.5.12	不存在		警察本部長	22.5.17	22.8.5	23.7.1 不服申立て取下げ			

(ウ) 平成 23 年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの (3 件)

【諮問番号順】

諮問 番号	件 名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
23(個)1	県が裁判所に提出の図面 作成者	<u>23.6.29</u>	<u>23.7.8</u>	不開示	第3号	知事 (用地課)	<u>23.9.5</u>	<u>23.12.22</u>	24.7.3	原処分は 妥当	24.8.9	答申どおり (棄却)
23(個)2	国道 186 号道路改良工事 に関する特定場所の解体 前の建物及び解体後の残 建物の構造計算数値	<u>23.6.29</u>	<u>23.7.8</u>	不存在		知事 (西部建設事務所 廿日市支所)	<u>23.9.5</u>	<u>23.12.22</u>	24.7.3	原処分は 妥当	24.8.9	答申どおり (棄却)
23(個)3	苦情処理票	<u>23.12.12</u>	<u>23.12.21</u>	部分開示	第3号 第7号	警察本部長	<u>24.2.6</u>	<u>24.3.28</u>	24.12.19	認容	25.2.6	答申どおり (認容)

「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県個人情報保護条例第 14 条

第 1 号 (法令秘情報), 第 2 号 (開示請求者本人の情報), 第 3 号 (開示請求者以外の個人情報), 第 4 号 (事業活動情報), 第 5 号 (犯罪の予防・捜査等情報)

第 6 号 (審議, 検討, 協議等に関する情報), 第 7 号 (行政執行情報), 第 8 号 (任意に提供された情報)

広島県個人情報保護条例第 17 条 (保有個人情報の存否に関する情報)